

大和市教育委員会3月定例会

日 時 平成27年3月26日

午前9時00分

場 所 教育委員会室

1 開 会

2 会議時間の決定

3 前会会議録の承認

4 会議録署名委員の決定

5 教育長の報告

6 議 事

日程第1(議案第11号) 大和市いじめ問題対策調査会規則について

日程第2(議案第12号) 大和市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

日程第3(議案第13号) 大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第4(議案第14号) 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第5(議案第15号) 大和市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について

日程第6(議案第16号) 大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

日程第7(議案第17号) 大和市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

日程第8(議案第18号) 大和市教育委員会委員長およびその職務代理者の選任規則を廃止する規則について

日程第9(議案第19号) 大和市立学校通学区域規則の一部を改正する規則について

日程第10(議案第20号) 大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第11(議案第21号) 大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

7 そ の 他

8 閉 会

議案第 11 号

大和市いじめ問題対策調査会規則について

大和市いじめ問題対策調査会規則について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市いじめ問題対策調査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）により設置された大和市いじめ問題対策調査会（以下「調査会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 臨床心理士
- (4) 学識経験者
- (5) 神奈川県教育委員会の職員
- (6) 児童及び生徒の保護者
- (7) 市立小学校及び中学校の校長

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 調査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、調査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 調査会は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 調査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 調査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 調査会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については、会議に参加することができない。ただし、調査会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(専門委員会)

第8条 調査会は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定に基づく、市立学校における重大事態に係る審議をするために、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、第2条第1号から第4号までに掲げる委員（以下、「専門委員」という。）で構成する。
- 3 専門委員会に委員長を置き、会長が指名する専門委員がこれに当たる。
- 4 委員長は、専門委員会の事務を総理する。
- 5 調査会は、その定めるところにより、専門委員会の決議をもって調査会の決議とすることができる。ただし、専門委員会は、その決議について調査会に報告しなければならない。
- 6 前3条の規定は、専門委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「調査会」とあるのは「専門委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。
- 7 専門委員会の会議は、原則として非公開とする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 調査会の庶務は、いじめ問題対策主管課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、会長が調査会に諮つて定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 12 号

大和市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

大和市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会会議規則（昭和31年大和町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

第1条中「第15条」を「第16条」に改める。

第4条に次の1項を加える。

4 教育長は、法第14条第2項の規定に基づき会議の招集の請求があったときは、臨時会を招集するものとする。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第9条とし、第11条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

第22条中「第18条」を「第17条」に改め、同条を第21条とし、第23条から第28条までを1条ずつ繰り上げる。

第29条第3項中「第30条から第35条まで」を「第29条から第34条まで」に改め、同条を第28条とし、第30条から第34条までを1条ずつ繰り上げる。

第35条中「第25条」を「第24条」に改め、同条を第34条とする。

第36条中「第30条」を「第29条」に改め、同条を第35条とし、第37条を第36条とし、同条の次に次の1条を加える。

（会議録の作成）

第37条 教育長は、事務局職員の中から指名した者に会議録を作成させるものとする。

第38条を削る。

第39条第2号中「出席委員」を「出席者」に改め、同条第3号「委員」を「出席者」に改め、同条を第38条とし、同条の次に次の1条を加える。

（会議録の公表）

第39条 教育長は、会議録（第36条の規定により非公開とした部分を除く。）を作成させたときは、事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により、これを公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の大和市教育委員会会議規則第2条から第41条まで及び第46条の規定は適用せず、改正前の大和市教育委員会会議規則第2条から第41条まで及び第46条の規定は、なおその効力を有する。

大和市教育委員会議規則新旧対照表

		(下線部分は、改正部分)	
改正案		現行	
○大和市教育委員会議規則	昭和31年10月1日教委規則第2号	○大和市教育委員会議規則	昭和31年10月1日教委規則第2号
(趣旨)		(趣旨)	
第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、大和市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他委員会の議事の運営に關し、必要な事項を定めるものとする。		第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき、大和市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他委員会の議事の運営に關し、必要な事項を定めるものとする。	
(招集)		(招集)	
第2条 会議の招集の通知は、開会の日の3日前までに、会議開催の日時及び場所（以下「議場」という。）並びに会議に付すべき事件を記載した書面をもって行う。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。		第2条 会議の招集の通知は、開会の日の3日前までに、会議開催の日時及び場所（以下「議場」という。）並びに会議に付すべき事件を記載した書面をもって行う。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。	
2 教育長は、会議の招集を行った場合は、直ちに会議開催の場所、日時及び会議に付すべき事件を告示するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。		2 委員長は、会議の招集を行った場合は、直ちに会議開催の場所、日時及び会議に付すべき事件を告示するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。	
3 委員は、第1項の通知に指定された日時に議場に参集しなければならない。		3 委員は、第1項の通知に指定された日時に議場に参集しなければならない。	
(欠席の届出)		(欠席の届出)	
第3条 委員は、会議に出席できないときは開会時刻までに教育長にその旨を届け出なければならない。		第3条 委員は、会議に出席できないときは開会時刻までに委員長にその旨を届け出なければならない。	
(会議)		(会議)	

第4条 会議は、定例会及び臨時会とする。	2 定例会は、毎月第4木曜日に開催する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。	2 定例会は、毎月第4木曜日に開催する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。
3 臨時会は、教育長が必要と認めたときに招集する。	3 臨時会は、委員長が必要と認めたときに招集する。	3 臨時会は、委員長が必要と認めたときに招集する。
4 教育長は、法第14条第2項の規定に基づき会議の招集の請求があつたときは、臨時会を招集するものとする。	(削る)	(削る)
	(年長の委員)	(年長の委員)
	第5条 委員長及び法第12条第4項に規定する委員(以下「委員長職務代理者」という。)がともに欠けたとき、又は事故があるときは、會議の招集及び會議の主宰に関することは年長の委員が行う。	第5条 委員長及び法第12条第4項に規定する委員(以下「委員長職務代理者」という。)がともに欠けたとき、又は事故があるときは、會議の招集及び會議の主宰に関することは年長の委員が行う。
	(會議の開閉)	(會議の開閉)
	第6条 会議の開会及び閉会は、委員長が行う。	第6条 会議の開会及び閉会は、委員長が行う。
	(會議の順序)	(會議の順序)
	第7条 会議は、おおむね次の順序で行なう。	第7条 会議は、おおむね次の順序で行なう。
	(1)～(8) 略	(1)～(8) 略
	(開議、散会等)	(開議、散会等)
	第7条 開議、散会、延会、休憩及び中止は、教育長が宣告する。	第7条 開議、散会、延会、休憩及び中止は、委員長が宣告する。
	2 教育長が開議を宣告する前及び散会、延会、休憩又は中止を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。	2 委員長が開議を宣告する前及び散会、延会、休憩又は中止を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。
	第8条 教育長は、出席委員が定足数に達しないときは延会を、定足数を欠いたときは延会又は休憩を宣告しなければならない。	第8条 委員長は、出席委員が定足数に達しないときは延会を、定足数を欠いたときは延会又は休憩を宣告しなければならない。
	(議事日程の作成及び配布)	(議事日程の作成及び配布)
	第9条 教育長は、第6条に規定する順序に基づいて議事日程を作成し、これをあらかじめ委員に配布しなければならない。ただし、急施を要	第9条 委員長は、第7条に規定する順序に基づいて議事日程を作成し、これをあらかじめ委員に配布しなければならない。ただし、急施を要

する場合又はやむを得ない場合は、その配布を省略することができます。	する場合又はやむを得ない場合は、その配布を省略することができます。
(日程の延期)	(日程の延期)
第10条 教育長は、議事日程に記載した事件について会議を開くことができなかつたとき、又は議事が終らなかつたときは、更にその日程を定めなければならない。	第11条 委員長は、議事日程に記載した事件について会議を開くことができなかつたとき、又は議事が終らなかつたときは、更にその日程を定めなければならない。
(日程の変更又は追加)	(日程の変更又は追加)
第11条 教育長は、必要があると認めたときは、議事日程を変更し、又は追加することができます。	第12条 委員長は、必要があると認めたときは、議事日程を変更し、又は追加することができます。
2 委員から、議事日程の変更又は追加の動議が提出されたときは、教育長は会議に諮り討論を用いないで決める。	2 委員から、議事日程の変更又は追加の動議が提出されたときは、委員長は会議に諮り討論を用いないで決める。
(議案の提出)	(議案の提出)
第12条 委員が議案を提出しようとすることは、1人以上の賛成者と連署して文書により教育長に提出しなければならない。	第13条 委員が議案を提出しようとすることは、1人以上の賛成者と連署して文書により委員長に提出しなければならない。
2 教育長は、前項の議案を受理したときは、これを委員に配布しなければならない。ただし、その暇がないと認めたときは、この限りでない。	2 委員長は、前項の議案を受理したときは、これを委員に配布しなければならない。ただし、その暇がないと認めたときは、この限りでない。
(動議の成立)	(動議の成立)
第13条 動議は、1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。ただし、議事進行の動議については、この限りでない。	第14条 動議は、1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。ただし、議事進行の動議については、この限りでない。
(発議案及び動議の撤回)	(発議案及び動議の撤回)
第14条 議題となつた議案若しくは動議を撤回し、又は変更しようとするときは、提出者の全部から請求し委員会の承認を受けなければならない。	第15条 議題となつた議案若しくは動議を撤回し、又は変更しようとするときは、提出者の全部から請求し委員会の承認を受けなければならない。
2 前項の請求があつたときは、教育長は会議に諮り討論を用いないでその認否を決める。	2 前項の請求があつたときは、委員長は会議に諮り討論を用いないでその認否を決める。

<p>(一事不再議)</p> <p><u>第15条</u> 提出された議案で否決されたものは、その会議中は再び提出することができない。</p> <p>(教育長の宣告)</p>	<p><u>第16条</u> 委員長は、会議事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。</p> <p>2 教育長は、審議上必要があると認めたらときは、2以上の会議事件を一括して議題とすることができます。</p> <p>(議案説明及び質疑)</p>	<p><u>第17条</u> 委員長は、会議事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。</p> <p>2 委員長は、審議上必要があると認めたらときは、2以上の会議事件を一括して議題とすることができます。</p> <p>(議案説明及び質疑)</p>	<p><u>第18条</u> 会議事件は、会議においてまず提出者の説明を聞き、委員に質疑があるときは質疑を行わなければならない。</p> <p>(発言)</p>	<p><u>第19条</u> 発言は、委員長の許可を受けなければすることはできない。</p> <p>2 発言は、簡明にし、議題の範囲をこえてはならない。</p> <p>3 発言は、その中途において他の発言によつて妨げられない。ただし、議事進行に関して教育長が発言を許可したときは、この限りでない。</p> <p>(発言の継続)</p>	<p><u>第20条</u> 延会又は休憩のため発言を終らなかつた委員は、更にその議事を始めたときは前の発言を継続することができます。</p> <p>(請願等の発言)</p>	

2 前項の修正案は、1人以上の賛成者とともに、あらかじめ文書により <u>教育長</u> に提出しなければならない。ただし、急施を要する場合は、 <u>口頭による</u> ことができる。	2 前項の修正案は、1人以上の賛成者とともに、あらかじめ文書により <u>委員長</u> に提出しなければならない。ただし、急施を要する場合は、 <u>口頭による</u> ことができる。	2 前項の修正案は、1人以上の賛成者とともに、あらかじめ文書により <u>委員長</u> に提出しなければならない。ただし、急施を要する場合は、 <u>口頭による</u> ことができる。	2 前項の修正案は、1人以上の賛成者とともに、あらかじめ文書により <u>委員長</u> に提出しなければならない。ただし、急施を要する場合は、 <u>口頭による</u> ことができる。
3 教育長は、前項本文の修正案を委員に配布しなければならない。 (討論探決の時期)	3 教育長は、前項本文の修正案を委員に配布しなければならない。 (討論探決の時期)	3 委員長は、前項本文の修正案を委員に配布しなければならない。 (討論探決の時期)	3 委員長は、前項本文の修正案を委員に配布しなければならない。 (討論探決の時期)
第22条 質疑が終了したときは、討論に入る。	第23条 質疑が終了したときは、討論に入る。	第24条 質疑又は討論が終ったときは、直ちに採決しなければならない。 (質疑又は討論の終了)	第25条 質疑又は討論が終ったときは、直ちに採決しなければならない。 (質疑又は討論の終了)
2 教育長は、討論が終了したときは、直ちに採決しなければならない。 (質疑又は討論の終了)	2 委員長は、討論が終了したときは、直ちに採決しなければならない。 (質疑又は討論の終了)	2 委員は、質疑又は討論が終らない場合であっても、その終了の動議を提出することができます。	2 委員は、質疑又は討論が終らない場合であっても、その終了の動議を提出することができます。
第23条 教育長は、質疑又は討論が終つたときは、その終了を宣告する。	第24条 委員長は、質疑又は討論が終つたときは、その終了を宣告する。	3 教育長は、前項の動議が提出されたときは、会議に諮り討論を用いないで決める。 (採決時の発言禁止)	3 委員長は、前項の動議が提出されたときは、会議に諮り討論を用いないで決める。 (採決時の発言禁止)
2 委員は、質疑又は討論が終らない場合であっても、その終了の動議を提出することができます。	2 委員は、質疑又は討論が終らない場合であっても、その終了の動議を提出することができます。	3 教育長は、前項の動議が提出されたときは、会議に諮り討論を用いないで決める。 (採決時の発言禁止)	3 教育長は、前項の動議が提出されたときは、会議に諮り討論を用いないで決める。 (採決時の発言禁止)
第24条 採決宣言後は、何人も発言することができない。 (採決の宣告)	第25条 採決宣言後は、何人も発言することができない。 (採決の宣告)	第26条 委員長は、採決しようとするときは、問題を宣告しなければならない。 (表決の参加と更正禁止)	第27条 採決の際に、現に議場にいない委員は、表決に加わることができない。
第25条 教育長は、採決しようとするときは、問題を宣告しなければならない。	第26条 委員長は、採決しようとするときは、問題を宣告しなければならない。	2 委員は、自己の表決について更正を求めることができない。 (採決の順序)	2 委員は、自己の表決について更正を求めることができない。 (採決の順序)
第26条 採決の際に、現に議場にいない委員は、表決に加わることができない。	第27条 採決の順序は、修正案を先にし、原案を後とする。	2 委員は、自己の表決について更正を求めることができない。 (採決の順序)	2 同一の会議事件について数個の修正案があるときは、原案に対しそ

<p>の趣旨の最も遠いものから先に採決する。その区別が判然としない場合は、<u>教育長</u>がその順序を求める。</p> <p>(採決の方法)</p> <p><u>第28条 教育長</u>は、採決しようとするときは、問題に対する異議の有無を諮り、異議がないときは、直ちに可決の旨を宣告する。</p> <p>2 <u>教育長</u>は、必要があると認めたらときは、問題を可とする者の举手又は起立を求め、その数により可否の結果を宣告する。</p> <p>3 教育長は、委員の2人以上から要求があつたときは、記名又は無記名の投票により採決することができる。この場合には、<u>第29条から第34条まで</u>の規定を準用する。</p>	<p>(選挙)</p> <p><u>第29条 教育長</u>は、会議において選挙を行ったときは、その旨を宣告しなければならない。</p> <p>(選挙の立会人)</p> <p><u>第30条 委員長</u>は、会議において選挙を行ったときは、その旨を宣告しなければならない。</p> <p>(選挙の立会人)</p> <p><u>第31条 投票</u>により選挙を行うときは、<u>委員長</u>は、委員のうちから1人以上の立会人を指名し、投票及び開票に立ち会わせなければならない。</p> <p>2 前項の投票には、<u>教育長</u>が定めた投票用紙を用いなければならない。</p> <p>(投票終結の宣告)</p> <p><u>第31条 投票</u>が終つたときは、<u>教育長</u>は投票の終結を宣言する。</p>	<p>(開票)</p> <p><u>第32条 教育長</u>は、開票を宣告した後、投票を計算し、点検する。</p> <p>2 投票の効力について疑義があるときは、<u>教育長</u>が立会人の意見を聞いて決定する。</p> <p>(投票結果の報告)</p> <p><u>第33条 委員長</u>は、投票の点検が終つたときは、その結果を報告する。</p> <p>2 投票の結果について疑義があるときは、<u>委員長</u>が立会人の意見を聞いて決定する。</p> <p>(投票結果の報告)</p> <p><u>第34条 委員長</u>は、投票の点検が終つたときは、その結果を報告する。</p>
---	---	---

(投票中の発言禁止)

第34条 第24条の規定は、選舉の投票中の発言について準用する。

(地方自治法の準用)

第35条 第29条から前条まで及び別に定めがあるものを除き、委員会における選舉については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条第1項から第3項までの規定を準用する。

(会議の非公開)

第36条 教育委員会の会議を非公開とするときは、教育長が指定する者以外の者を、すべて議場の外に退去させなければならない。

(会議録の作成)

第37条 教育長は、事務局職員の中から指名した者に会議録を作成せらるものとする。

(会議録)

第38条 会議録には、すべての議事及び選舉の経過のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 略
- (2) 出席者の氏名
- (3) 委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名
- (4) ~ (8) 略
- (9) その他教育長又は委員会において必要と認めた事項

(会議録の公表)

第39条 教育長は、会議録（第36条の規定により非公開とした部分を除く。）を作成させたときは、事務局に備え置き、一般の閲覧に供することとともに、インターネットの利用その他の方法により、これを公表し

(投票中の発言禁止)

第35条 第25条の規定は、選舉の投票中の発言について準用する。

(地方自治法の準用)

第36条 第30条から前条まで及び別に定めがあるものを除き、委員会における選舉については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条第1項から第3項までの規定を準用する。

(会議の非公開)

第37条 教育委員会の会議を非公開とするときは、委員長が指定する者以外の者を、すべて議場の外に退去させなければならない。

(会議録の作成)

第38条 会議録は、委員長が事務局職員中より教育長の推薦する者を指名してこれを作成させる。

(会議録)

第39条 会議録には、すべての議事及び選舉の経過のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 略
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名
- (4) ~ (8) 略
- (9) その他委員長又は委員会において必要と認めた事項

(新規)

なければならない。

(署名)

第40条 会議録には、教育長の指名した2人の委員及びこれを調製した職員が署名しなければならない。

(規律)

第41条 教育長は、会議において、法又はこの規則の規定に違反し、その他議場の秩序を乱す委員があるときは、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第42条～第45条 略

(疑義)

第46条 この規則について疑義があるときは、教育長が決する。この場合において教育長は、会議に諮りこれを決することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の大和市教育委員会規則第2条から第41条まで及び第46条の規定は適用せず、改正前の大和市教育委員会規則第2条から第41条まで及び第46条の規定は、なおその効力を有する。

(署名)

第40条 会議録には、委員長の指名した2人の委員及びこれを調製した職員が署名しなければならない。

(規律)

第41条 委員長は、会議において、法又はこの規則の規定に違反し、その他議場の秩序を乱す委員があるときは、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第42条～第45条 略

(疑義)

第46条 この規則について疑義があるときは、委員長が決する。この場合において委員長は、会議に諮りこれを決することができます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の大和市教育委員会規則第2条から第41条まで及び第46条の規定は適用せず、改正前の大和市教育委員会規則第2条から第41条まで及び第46条の規定は、なおその効力を有する。

議案第 13 号

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第26条」を「第25条第1項」に改める。

第2条第1項第7号中「規則」の次に「、訓令及び要綱」を加える。

第3条第4号中「、訓令」を削る。

第4条に次の2項を加える。

2 教育長は、前項の規定により委任を受けた事項のうち、次の各号に掲げる事項の管理及び執行の状況について、委員会の会議に報告しなければならない。

(1) 法第1条の3第1項の規定に基づく大綱において、教育委員会が重点的に講ずるものと定められた施策の推進に関する事項

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に対処するため行った事務

(3) 委員会の会議において特に報告を求められた事務

(4) 前3号に定めるもののほか、教育長が重要と認めるもの

3 前項の報告の時期については、別に定める。

第5条の次に次の2条を加える。

(教育長職務代理者による事務処理の特例)

第6条 法第13条第2項の規定に基づき、あらかじめ指名された委員が教育長の職務を代理する場合は、第3条から第5条までの規定による事務の処理を事務局職員に専決させることができる。

2 前項の規定に基づき専決する職員の順序は、次のとおりとする。

(1) 教育部長

(2) 教育総務課長

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条及び第6条の規定は適用せず、改正前の大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条の規定は、なおその効力を有する。

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則新旧対照表

		(下線部分は、改正部分)	
改正案		現行	
○大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 昭和40年5月1日教委規則第1号	(趣旨)	○大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 昭和40年5月1日教委規則第1号	(趣旨)
第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、大和市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の処理について必要な事項を定めるものとする。	(付議事項)	第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、大和市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の処理について必要な事項を定めるものとする。	(付議事項)
第2条 次の各号に掲げる事項は、委員会の会議に付さなければならぬ。(1)～(6) 略	(付議事項)	第2条 次の各号に掲げる事項は、委員会の会議に付さなければならぬ。(1)～(6) 略	(付議事項)
(7) 委員会規則、訓令及び要綱の制定又は改廃を行うこと。	(付議事項)	(7) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。	(付議事項)
(8)～(17) 略	(付議事項)	(8)～(17) 略	(付議事項)
2・3 略	(付議事項)	2・3 略	(付議事項)
	(専決事項)		(専決事項)
第3条 教育長は、前条第1項に規定するものを除き、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）第2条第1項に定める補助執行事務を除く。	(専決事項)	第3条 教育長は、前条第1項に規定するものを除き、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）第2条第1項に定める補助執行事務を除く。	(専決事項)

<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 告示、公告、指令及び轻易な協議に関すること。</p> <p>(委任事項)</p> <p>第4条 前2条に定めるもの以外の事項は、教育長に委任する。ただし、大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則第2条第1項に定める補助執行事務を除く。</p> <p><u>2 教育長は、前項の規定により委任を受けた事項のうち、次の各号に掲げる事項の管理及び執行の状況について、委員会の会議に報告しなければならない。</u></p> <p>(1) 法第1条の3第1項の規定に基づく大綱において、教育委員会が重点的に講ずるものと定められた施策の推進に関する事項</p> <p>(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に対処するため行つた事務</p> <p>(3) 委員会の会議において特に報告を求められた事務</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、教育長が重要と認めるもの</p> <p>3 前項の報告の時期については、別に定める。</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 告示、公告、訓令、指令及び轻易な協議に関すること。</p> <p>(委任事項)</p> <p>第4条 前2条に定めるもの以外の事項は、教育長に委任する。ただし、大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則第2条第1項に定める補助執行事務を除く。</p> <p><u>4</u></p> <p>第5条 略</p> <p>(教育長職務代理者による事務処理の特例)</p> <p>第6条 法第13条第2項の規定に基づき、あらかじめ指名された委員が教育長の職務を代理する場合は、第3条から第5条までの規定による事務の処理を事務局職員に専決させることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき専決する職員の順序は、次のとおりとする。</p>
---	--

(1) 教育部長

(2) 教育総務課長

(委任)

第7条 この規則に定めるもののはか必要な事項は、委員会が別に定め

る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
(平成26年法律第76号) 附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条及び第6条の規定は適用せず、改正前の大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条の規定は、なおその効力を有する。

(新規)

議案第 14 号

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する
規則について

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和31年法律第162号。」を「昭和31年法律第162号」に、「第19条第2項」を「第18条第2項」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条に、第6条を第5条とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則第4条及び第5条の規定は適用せず、この規則による改正前の大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則第4条から第6条までの規定は、なおその効力を有する。

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則新旧対照表

		(下線部分は、改正部分)	
改正案		現行	
○大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則 平成21年3月30日教委規則第3号	○大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則 平成21年3月30日教委規則第3号	大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則 (昭和40年大和市教育委員会規則第6号) の全部を次のように改正する。	大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則 (昭和40年大和市教育委員会規則第6号) の全部を次のように改正する。
(趣旨)	(趣旨)	第1条 この規則は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条第2項並びに第31条第1項及び第2項に基づき、大和市職員定数条例（昭和27年大和町条例第2号）別表に規定する教育委員会の職員の職の設置について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条第2項並びに第31条第1項及び第2項に基づき、大和市職員定数条例（昭和27年大和町条例第2号）別表に規定する教育委員会の職員の職の設置について必要な事項を定めるものとする。
第2条・第3条 略	第2条・第3条 略	(削る) (教育長職務代理者)	(教育長職務代理者)
第4条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第20条第2項の規定に基づき、教育長の職務を代理する職員について、その順序は次のとおりとする。	第4条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第20条第2項の規定に基づき、教育長の職務を代理する職員について、その順序は次のとおりとする。	(1) 教育部長 (2) 教育総務課長	(1) 教育部長 (2) 教育総務課長
(臨時又は非常勤の職員の種類等)	(臨時又は非常勤の職員の種類等)	第4条 前条に規定する職のほか、臨時又は非常勤の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しく	第5条 前条に規定する職のほか、臨時又は非常勤の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しく

<p>は第28条の6 第1項若しくは第2項又は大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年大和市条例第21号）第2条、第3条若しくは第4条の規定により採用される職を除く。）として嘱託員を置き、特定の事務、技術又は用務に従事させる。この場合において、事務に従事する者を事務嘱託とし、技術に従事する者を技術嘱託とし、用務に従事する者を用務嘱託とする。</p> <p>（法令に基づく職名の併用）</p> <p><u>第5条</u> 職名に關し、法令その他特別の定めがあるもので必要と認められるものについては、その職名を併せて用いることができる。</p>	<p>は第28条の6 第1項若しくは第2項又は大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年大和市条例第21号）第2条、第3条若しくは第4条の規定により採用される職を除く。）として嘱託員を置き、特定の事務、技術又は用務に従事させる。この場合において、事務に従事する者を事務嘱託とし、技術に従事する者を技術嘱託とし、用務に従事する者を用務嘱託とする。</p> <p>（法令に基づく職名の併用）</p> <p><u>第6条</u> 職名に關し、法令その他特別の定めがあるもので必要と認められるものについては、その職名を併せて用いることができる。</p>
<p>別表 詳</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の大和市教育委員会の職員の職の職の設置等に関する規則第4条及び第5条の規定は適用せず、この規則による改正前の大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則第4条から第6条までの規定は、なおその効力を有する。</p>	<p>別表 詳</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の大和市教育委員会の職員の職の職の設置等に関する規則第4条及び第5条の規定は適用せず、この規則による改正前の大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則第4条から第6条までの規定は、なおその効力を有する。</p>

議案第 15 号

大和市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について

大和市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会傍聴規則（昭和31年大和町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条中「1に」を「いずれかに」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の大和市教育委員会傍聴規則第4条、第5条第2項、第7条及び第10条の規定は適用せず、この規則による改正前の 大和市教育委員会傍聴規則第4条、第5条第2項、第7条及び第10条の規定は、なおその 効力を有する。

大和市教育委員会傍聴規則新旧対照表

		(下線部分は、改正部分)	
改正案		現行	
○大和市教育委員会傍聴規則	昭和31年10月1日教委規則第3号	○大和市教育委員会傍聴規則	昭和31年10月1日教委規則第3号
第1条～第3条 略 (傍聴の制限等)	第1条～第3条 略 (傍聴の制限等)	第4条 委員長は、傍聴席が満員となつたとき、その他管理上必要があると認めたときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。 (傍聴席に入ることができない者)	第4条 委員長は、傍聴席が満員となつたとき、その他管理上必要があると認めたときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。 (傍聴席に入ることができない者)
第5条 次の各号のいづれかに該当する者は、傍聴席へ入ることができるない。 (1)～(5) 略	第5条 次の各号のいづれかに該当する者は、傍聴席へ入ることができるない。 (1)～(5) 略	2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、教育長の許可を得た場合は、この限りでない。	2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
第6条 略 (写真、映画の撮影及び録音等の禁止)	第6条 略 (写真、映画の撮影及び録音等の禁止)	第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、教育長の許可を得たものは、この限りでない。	第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、委員長の許可を得たものは、この限りでない。
第8条・第9条 略	第8条・第9条 略		

(教育長の指示)

第10条 傍聴人は、この規則に定めがあるもののほか、教育長の指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の大和市教育委員会傍聴規則第4条、第5条第2項、第7条及び第10条の規定は適用せず、この規則による改正前の大和市教育委員会傍聴規則第4条、第5条第2項、第7条及び第10条の規定は、なおその効力を有する。

(委員長の指示)

第10条 傍聴人は、この規則に定めがあるもののほか、委員長の指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の大和市教育委員会傍聴規則第4条、第5条第2項、第7条及び第10条の規定は適用せず、この規則による改正前の大和市教育委員会傍聴規則第4条、第5条第2項、第7条及び第10条の規定は、なおその効力を有する。

議案第 16 号

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会公印規則（昭和42年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「、委員長印」を削る。

別表序印の表専用委員会印の項管理者の欄中「子ども部」を「こども部」に改める。

別表職印の表委員長印の項及び委員長職務代理者印の項を削り、同表教育長印の項管理者の欄中「総務課長」を「教育総務課長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則（別表職印の表委員長印の項及び委員長職務代理者印の項を削る改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の大和市教育委員会公印規則別表職印の表の規定は適用せず、この規則による改正前の大和市教育委員会公印規則別表職印の表の規定は、なおその効力を有する。

大和市教育委員会公印規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>○大和市教育委員会公印規則 昭和42年3月24日教委規則第1号</p> <p>第1条～第4条 略 (不用公印の保存廃き) 第5条 改刻、廃止等のため、不用となつた公印は、使用しなくなつた日から起算して次の区分により保存する。 (1) 委員会印及び教育長印は 永年 (2) 前号に定める以外の公印は 10年</p> <p>第6条 略</p>	<p>○大和市教育委員会公印規則 昭和42年3月24日教委規則第1号</p> <p>第1条～第4条 略 (不用公印の保存廃き) 第5条 改刻、廃止等のため、不用となつた公印は、使用しなくなつた日から起算して次の区分により保存する。 (1) 委員会印、<u>委員長印</u>及び<u>教育長印</u>は 永年 (2) 前号に定める以外の公印は 10年</p> <p>第6条 略</p>

別表(第2条及び第3条関係)

序印	名称	書体	寸法 (ミリメー トル)	形式	用途	形式	用途	管理者
専用委員会印	略	略	略	略	略	略	略	略

別表(第2条及び第3条関係)

序印	名称	書体	寸法 (ミリメー トル)	形式	用途	形式	用途	管理者

名称	書体	寸法 (ミリメートル)	形式	用途	管理者
(削る)					
(削る)					
(削る)					
教育長印	てん 方 21 書		教育長名を もって発す る文書	教育総務 課長	

職印	名称	書体	寸法 (ミリメートル)	形式	用途	管理者
委員長印	てん 方 21 書			委員長名を もって発す る文書	教育総務 課長	
委員長印	てん 方 30 書			表彰、ほう 賞用	教育総務 課長	
委員長職務 代理者印	てん 方 21 書			委員長職務 代理者をも つて発する 文書	教育総務 課長	
教育長印	てん 方 21 書			教育長名を もって発す る文書	教育総務 課長	

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
(平成26年法律第76号) 附則第2条第1項の場合においては、この
規則(別表職印の表委員長印の項及び委員長職務代理者印の項を削
る改正規定に限る。以下同じ。)による改正後の大和市教育委員会公
印規則別表職印の表の規定は適用せず、この規則による改正前の大和
市教育委員会公印規則別表職印の表の規定は、なおその効力を有する。

議案第 17 号

大和市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

大和市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会公告式規則（昭和31年大和町教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第2条中「教育委員会委員長」を「教育委員会教育長」に改める。

第4条中「教育委員会委員長名」を「教育委員会教育長名」に、「教育委員会委員長印」を「教育委員会教育長印」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の大和市教育委員会公告式規則第2条及び第4条の規定は適用せず、この規則による改正前の大和市教育委員会公告式規則第2条及び第4条の規定は、なおその効力を有する。

大和市教育委員会公告式規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)			
	改正案	現行	
○大和市教育委員会公告式規則	昭和31年10月1日教委規則第4号 (趣旨)	○大和市教育委員会公告式規則 (趣旨)	昭和31年10月1日教委規則第4号 (趣旨)
第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づき、教育委員会規則（以下「規則」という。）、教育委員会の定める規程その他公表を要するものの公告式について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第2項の規定に基づき、教育委員会規則（以下「規則」という。）、教育委員会の定める規程その他公表を要するものの公告式について必要な事項を定めるものとする。	第2条 規則を公布しようとするときは、公布の旨及び年月日を記入し、その末尾に教育委員会委員長が署名しなければならない。 2 規則の公布は、大和市掲示場設置規程（昭和35年大和市告示第55号）に規定する掲示場に掲示して行う。	第2条 規則を公布しようとするときは、公布の旨及び年月日を記入し、その末尾に教育委員会教育長が署名しなければならない。 2 規則の公布は、大和市掲示場設置規程（昭和35年大和市告示第55号）に規定する掲示場に掲示して行う。
第2条 規則を公布しようとするときは、公布の旨及び年月日を記入し、その末尾に教育委員会教育長名を記入し、教育委員会教育長印を押さなければならない。	第2条 規則を公布しようとするときは、公布の旨及び年月日並びに教育委員会委員長名を記入し、教育委員会委員長印を押さなければならない。	第4条 規程、告示又は公告を公表しようとするときは、公表の旨及び年月日並びに教育委員会教育長名を記入し、教育委員会委員長印を押さなければならない。 2 前条第2項の規定は、前項の規程、告示及び公告に準用する。	第4条 規程、告示又は公告を公表しようとするときは、公表の旨及び年月日並びに教育委員会委員長名を記入し、教育委員会委員長印を押さなければならない。 2 前条第2項の規定は、前項の規程、告示及び公告に準用する。
		附 则 (施行期日) 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 (経過措置)	

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の大和市教育委員会公告式規則第2条及び第4条の規定は適用せず、この規則による改正前の大和市教育委員会公告式規則第2条及び第4条の規定は、なおその効力を有する。

議案第 18 号

大和市教育委員会委員長およびその職務代理者の選任規則を廃止する
規則について

大和市教育委員会委員長およびその職務代理者の選任規則を廃止する規則について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会委員長およびその職務代理者の選任規則を廃止する規則

大和市教育委員会委員長およびその職務代理者の選任規則（昭和31年大和町教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による廃止前の大和市教育委員会委員長およびその職務代理者の選任規則の規定は、なおその効力を有する。

議案第 19 号

大和市立学校通学区域規則の一部を改正する規則について

大和市立学校通学区域規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第　号

大和市立学校通学区域規則の一部を改正する規則

大和市立学校通学区域規則（昭和32年大和町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定に基づき」を「学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項の規定を実施するため」に改める。

附　則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

大和市立学校通学区域規則新旧対照表

		(下線部分は、改正部分)	
	改正案		現行
○大和市立学校通学区域規則	昭和32年 3月27日教委規則第2号 (目的) 第1条 この規則は、 <u>学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）</u> <u>第5条第2項の規定を実施するため、大和市立学校の通学区域を定め、</u> もつて、大和市における学校教育の機会均等を図ることを目的とする。	○大和市立学校通学区域規則 (目的) 第1条 この規則は、 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）</u> 第14条の規定に基づき、大和市立学校の通学区域を定め、もつて、大和市における学校教育の機会均等を図ることを目的とする。	昭和32年 3月27日教委規則第2号
第2条～第4条 略	第2条～第4条 略	別図第1 (第2条関係) 略	別図第1 (第2条関係) 略
別図第2 (第2条関係) 略	別図第2 (第2条関係) 略	別図第2 (第2条関係) 略	この規則は、 <u>平成27年4月1日から施行する。</u>
		附 则	

議案第 20 号

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を
改正する規則について

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規
則について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第2条第1号中「第18条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第4条教育部指導室中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 児童・生徒指導のこと。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則新旧対照表

		(下線部分は、改正部分)	
改正案		現行	
○大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則 (趣旨) 昭和40年5月1日教委規則第2号	○大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則 (趣旨) 昭和40年5月1日教委規則第2号	第1条 この規則は、教育行政事務の適正かつ能率的な運営を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第 <u>17条第2項</u> 、大和市教育研究所設置条例（昭和41年大和市条例第15号。以下「研究所条例」という。）第3条、大和市青少年相談室設置条例（昭和44年大和市条例第10号。以下「青少年相談室条例」という。）第3条及び大和市学校給食共同調理場の設置等に関する条例（昭和48年大和市条例第15号。以下「共同調理場条例」という。）第6条の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の分掌、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する事務及び職員の服務等に関する事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、教育行政事務の適正かつ能率的な運営を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第 <u>18条第2項</u> 、大和市教育研究所設置条例（昭和41年大和市条例第15号。以下「研究所条例」という。）第3条、大和市青少年相談室設置条例（昭和44年大和市条例第10号。以下「青少年相談室条例」という。）第3条及び大和市学校給食共同調理場の設置等に関する条例（昭和48年大和市条例第15号。以下「共同調理場条例」という。）第6条の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の分掌、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する事務及び職員の服務等に関する事項を定めるものとする。
（分掌機関） 第2条 前条に規定する教育委員会の権限に属する事務を分掌する機関を分類して事務局及び所管機関とし、それぞれの意義は、次に定めるところによる。 (1) 事務局 法第17条第1項の規定に基づき設置された事務局をいう。	（分掌機関） 第2条 前条に規定する教育委員会の権限に属する事務を分掌する機関を分類して事務局及び所管機関とし、それぞれの意義は、次に定めるところによる。 (1) 事務局 法第18条第1項の規定に基づき設置された事務局をいう。		

<p>(2) 所管機関 研究所条例第1条の規定に基づき設置された教育研究所、青少年相談室条例第1条の規定に基づき設置された青少年相談室及び共同調理場条例第2条の規定に基づき設置された学校給食共同調理場をいう。</p>	<p>第3条 略 (部、課及び室の事務分掌) 第4条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p>	<p>教育部 教育総務課～保健給食課 略 指導室 (1)～(11) 略 <u>(12) 児童・生徒指導に関すること。</u> <u>(13) 教育研究所との連絡調整に関すること。</u></p> <p>第5条～第10条 略 <u>附 則</u> この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>
<p>(2) 所管機関 研究所条例第1条の規定に基づき設置された教育研究所、青少年相談室条例第1条の規定に基づき設置された青少年相談室及び共同調理場条例第2条の規定に基づき設置された学校給食共同調理場をいう。</p>	<p>第3条 略 (部、課及び室の事務分掌) 第4条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p>	<p>教育部 教育総務課～保健給食課 略 指導室 (1)～(11) 略 <u>(12) 教育研究所との連絡調整に関すること。</u> <u>(13) 教育研究所との連絡調整に関すること。</u></p> <p>第5条～第10条 略 <u>附 則</u> この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>

議案第 21 号

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則について

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第　　号

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和41年大和市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「、第6号及び第7号」を「及び第6号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則新旧対照表

(下線部は、改正部分)

改正案	現行
○大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則 昭和 41 年 3 月 31 日教委規則第 3 号	○大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則 昭和 41 年 3 月 31 日教委規則第 3 号
第 1 条 略 (勤務日及び勤務時間等)	第 1 条 略 (勤務日及び勤務時間等)
第 2 条 略 2 略	第 2 条 略 2 略
3 学校給食員の勤務日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。 (1) 国民の祝日にに関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 (2) 大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成 13 年大和市教育委員会規則第 4 号)第 3 条第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号に規定する休業日のうち教育委員会の承認を得て学校長が定めた日	3 学校給食員の勤務日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。 (1) 国民の祝日にに関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 (2) 大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成 13 年大和市教育委員会規則第 4 号)第 3 条第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号に規定する休業日のうち教育委員会の承認を得て学校長が定めた日
4・5 略 第 3 条～第 5 条 略 <u>附 則</u>	4・5 略 第 3 条～第 5 条 略 <u>附 則</u> この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。